

# 所得税及び復興特別所得税の 確定申告 町・道民税の申告



平成 27 年分の申告の相談・受付は次のとおりとなっています。

例年、申告期間中は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。郵送による申告や、還付申告の対象の方は 2 月 16 日前に申告相談されるなど、混雑緩和にご協力をお願いします。

## 所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

下記の日程で還付申告の相談を行います。給与や年金から所得税等が源泉徴収されている方は申告により還付されることがあります。

住宅借入金特別控除・医療費控除など各種控除のある方は必要書類などを持参し会場にお越しください。

会 場	期 間 (土曜・日曜・祝日を除く)	受付時間
苫小牧市労働福祉センター 2 階ホール (苫小牧市末広町 1 丁目 15 番 7 号)	2 月 1 日(月)から 3 月 15 日(火)まで	午前 9 時から 午後 4 時まで
日高町役場 税務課		
日高総合支所 地域住民課		

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付

下記の期間に申告を受け付けておりますので、直接会場にお越しください。

※ 2 月 16 日(火)から 3 月 4 日(金)までの期間は、各地区の申告会場に職員が出向いており、必要書類等も持ち出していますので、期間中に申告相談される方はお住まいの地区の会場にお越しください。

会 場	期 間 (土曜・日曜を除く)	受付時間
(富川地区) 富川公会堂	2 月 16 日(火)から 2 月 26 日(金)まで	午前 9 時から 午後 4 時まで
(厚賀地区) 日高町役場 厚賀出張所	3 月 2 日(水)から 3 月 4 日(金)まで	
日高町役場本庁 大会議室	2 月 16 日(火)から 3 月 15 日(火)まで	
(日高地区) 日高総合支所 大会議室	2 月 24 日(水)から 3 月 1 日(火)まで	

## 申告の際に必要なもの

①	印鑑	⑥	【医療費控除を受ける方】 医療費の領収書など (事前に合計額を計算してください)
②	本人名義の口座番号のわかるもの	⑦	【障害者控除を受ける方】 障害者手帳など障害の程度のわかるもの
③	給与・公的年金の源泉徴収票(原本)	⑧	【寄附金控除を受ける方】 寄附金受領証明書など
④	国民年金・国民健康保険税等の支払証明書 又は領収書	⑨	【新たに住宅借入金等特別控除を受ける方】 ◇住民票 ◇建物や土地の登記事項証明書 ◇取得価格のわかる契約書(写し) ◇住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
⑤	生命保険料・地震保険料等の控除証明書		

※税務署から確定申告のお知らせはがきや封筒が届いている方はお持ちください。

### 1 申告の注意事項

#### ○ 事業所得のある場合

事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、別途日程をご案内しますので、備付帳簿等を持参のうえ申告をお願いします。

#### ○ 確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後、税務署において所得税納税証明書等を交付請求された場合、申告書の処理状況によっては即日交付できない場合があります。

早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書の提出と同時に納税証明書の交付請求をされるようお願いいたします。

#### ○ 確定申告書の控えについて

確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な所得の証明書類として利用できます。確定申告書の控えに税務署の受付印が押されたものが必要な場合は、返信用封筒と切手が必要となりますので、申告相談の際にご持参ください。

#### ○ 町・道民税の申告について

町・道民税は町と道に納めていただく税金です。1月1日現在で日高町に住んでいる方は、原則として3月15日までに町・道民税の申告が必要です。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ・「所得税等の確定申告」を行った方
- ・職場で年末調整をされた給与収入のみの方

### 2 未申告の場合

申告の必要な方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。

また、公営住宅や保育所の申込み、奨学金や銀行の融資の申請などに所得証明書などが必要となる場合がありますが、申告をしなければ発行することができません。